

# 卒業判定規程

## (歯科衛生学科)

この卒業判定規程（以下「規程」という。）は、本校学則（平成17年4月1日制定）（以下「学則」という。）「第5章 成績の評価、進級及び卒業」に定める各条項の内容に基づき、本校歯科衛生学科の学生（以下「学生」という。）が卒業するための要件を定めたものである。

### (卒業要件)

第1条 学生が卒業をするための要件は、学則第21条に定めるものの他、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 歯科衛生士業務を行うにふさわしい知識、技術及び人格を備えていること。
  - (2) 本校の定める全ての授業科目、及び実習の単位を取得していること。
  - (3) 別に定められた授業料等学納金が完納されていること。
  - (4) 卒業試験に合格していること。
- 2 卒業のために必要な取得単位は、学則別表1「教育課程表」の授業科目によるものとする。
- 3 学校長が適正な処置であると認めた場合は、卒業判定会議の議を経て、学生本人から事情を聴取し、または特別に評価を加え、卒業の要件とすることができる。

### (卒業判定会議)

第2条 卒業の判定については、以下に定める卒業判定会議（以下「会議」という。）の議を経て行う。

- 2 会議の時期については、国家試験、卒業式、留年者への通知等を考慮し当該年度の2月10日までに実施する。
- 3 会議の構成員については、学校長、副校長、学科長、担任、及びその他学校長が必要と認めた者とする。
- 4 会議に必要な資料を次の通りとし、担当者は会議の開催までに必要な部数を取り揃えなければならない。
  - (1) 単位取得状況が確認できるもの
  - (2) 卒業試験の結果
  - (3) その他必要な書類
- 5 第3項の構成員について、必要と認められる場合は、卒業判定会議の議を経て、非常勤の講師、臨床実習施設指導教員及び実習助手を立ち合わせることができる。
- 6 承認された会議の記録は、常に本校事務所に備えておかななければならない。

### (留年)

第3条 第2条に定める卒業要件を満たさない者は、留年（以下「留年者」という。）とし、次年度の学年始期から原学年として新たに履修を行わなければならない。

- 2 前項において、当該学年に履修をした科目の評価は無効となる。
- 3 留年者においては、新たに履修する年度に対応する授業料等学納金を納付し、並びに必要

な教材教具を備えなければならない。ただし、既に取得をしている教具についてはこの限りではない。

- 4 留年をすることにより、学則に定める在学期間を超えるとき、又は見込があるときは除籍処分となる。

(通知)

第4条 留年者については、学生本人、保護者及び保証人に理由書、説明書等明細を添付し速やかに通知しなければならない。

- 2 前項において、当事者より内容説明の請求があった場合は、面談等の方法によりこれを行わなければならない。

- 3 個人情報保護法により、通知は個別とし、公告は行わない。

(補則)

第6条 この規程の改廃は、学科会議の承認を経て、学校長が決定する。

附 則

この規程は平成18年4月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。